

新宿区教育委員会会議録

令和4年第2回臨時会

令和4年3月28日

新宿区教育委員会

## 令和4年第2回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和4年3月28日(月)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時22分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	星 野 洋
委 員	古 笛 恵 子	委 員	山 下 浩 一 郎
委 員	今 野 雅 裕	委 員	年 綱 和 代

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	中央図書館長	中 山 浩
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	荒 井 亮 宏
教育支援課長	内 野 桂 子	学校運営課長	広 瀬 岳 平
統括指導主事	大 川 直 樹	統括指導主事	北 中 啓 勝
統括指導主事	波多江 誠		

書記

教 育 調 整 課 査 査	芳 賀 祐 子	教 育 調 整 課 係	国 分 克 行
---------------	---------	-------------	---------

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 第9号議案 新宿区奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第2 第10号議案 令和4年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について
- 日程第3 第11号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和4年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛委員 承知しました。

---

◎ 第 9号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第 10号議案 令和4年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について

◎ 第 11号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第9号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」、  
「日程第2 第10号議案 令和4年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について」、  
「日程第3 第11号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第9号議案及び日程第2 第10号議案の説明を一括して受け、審議を行います。その後、日程第3 第11号議案について説明を受け、審議を行うものとします。

ここで皆様にお諮りいたします。

第11号議案は、令和4年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができない恐れがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第11号議案を、非公開により審議することに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○教育長 御異議ございませんでしたので、第11号議案は、非公開により審議するものとします。

それでは、第9号議案及び第10号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第9号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

お手元の議案概要を御覧ください。

本議案は、奨学資金借用証書の作成に係る印紙税を非課税とする特例が延長されることに伴いまして、様式の特例を定める期間を延長するため、規定を整備するものです。

改正内容について御説明いたします。

奨学資金借用証書の作成に係る印紙税につきましては、租税特別措置法に基づき、現行では令和4年3月31日まで非課税とする特例が設けられており、当区におきましても令和4年3月31日まで奨学資金借用証書の様式の特例を設けておりましたが、その特例が令和7年3月31日まで延長されることとなりましたので、規定を整備するものです。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

奨学資金借用証書の様式につきましては、第11条第5号で定めておりますが、印紙税を非課税とする特例が時限的なものであるため、本則は改正せずに、様式の特例について規定する付則第2項の下線部分を改正し、現行の令和4年3月31日を令和7年3月31日へ延長するものです。

1枚おめくりいただきますと、現行の奨学資金借用証書がございます。この様式につきましては、右上に印紙の貼付欄があり、下の枠外に収入印紙に関する注意書きを記載しております。

さらに、1枚おめくりいただきますと、参考といたしまして、改正後の付則第2項に規定する、別に定める様式を添付しております。今回の印紙税を非課税とする特例の延長に伴いまして、別に定める様式では、引き続き印紙の貼付欄を削除し、下の枠外に注意書きで印紙税は非課税である旨、表記するものです。

新旧対照表の1ページにお戻りいただきまして、附則についてです。この規則は、公布の日から施行いたします。

それでは、第9号議案の提案理由です。

奨学資金借用証書の作成に係る印紙税を非課税とする特例が延長されることに伴い、様式の特例を定める期間を延長する必要があるためでございます。

それでは、続きまして、第10号議案 令和4年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について御説明いたします。

本議案は、新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、新宿区教

育委員会会計年度任用職員の報酬額を定めるものでございます。

なお、本議案には特記事項が付されておまして、令和4年度新宿区一般会計予算が区議会で原案どおり可決された場合に成立するといったものとなっております。

それでは、議案文の2枚目にございます教育委員会の会計年度任用職員の報酬額表を御覧ください。

こちら赤枠で囲んだ部分が令和4年度の会計年度任用職員の報酬額となっております。

なお、実際の支給額につきましては、この報酬額に地域手当を含めた額となっており、こちらの表ですと、一番右側の列に記載している額、こちらが実際の支給額というものになります。

こちら令和3年度との変更点につきましては、裏面を御覧いただきますと、その一番上、教育支援課所属の聴覚・言語指導員（3）につきまして、こちらが勤務形態が変更になったことに伴いまして、勤務時間と日数が増となったことから、報酬月額が増額となっております。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第10号議案の提案理由です。

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新宿区条例第14号）に基づき、新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額を定める必要があるためでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。第9号議案について御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

○**今野委員** 奨学金に係る手続について適切な対応を取っていただいたものと思います。それにつけても、こういう奨学金に係る書類について印紙税をしっかりと取るのだと驚きました。時限的に非課税措置が2年ほど続いているということで、それはそれでいいと思いながら、こういう奨学金に係るものについては印紙税を取らなくてもいいのではないかと思いますので、ぜひ恒久的な非課税の措置になるよう願っています。

それで1つ質問なのですが、大学などでは、奨学金がなかなか返済されず、焦げつきが問題になることが結構あります。今回の場合には、高校に行く子どもたちにその間貸付けをして進学を支援するというのですが、きちんと返済されて上手に回っているのかどうか、そのあたり感触で結構なのですが、お伺いできればと思います。

○**教育調整課長** 貸付け自体は原資があってそれを運用して使っているということではなく、

基本的には単年度単年度予算を組んで、必要な対応を取らせていただいております。

委員のほうから御質問がありましたように、確かにこういった貸付けですと、滞納される方もいらっしゃると思います。実際には貸付けをして、高校3年で就学が終わった場合は1年間据え置いて、その後10年間かけて返していただくという仕組みになっているのですが、高校卒業後に大学に進学いたしますと、大学を卒業するまでその返済を猶予するという規定がございまして、実際には大学を卒業されてからお返しをいただくということになっています。

多くの方はもちろん予定どおり返済をしていただいているのですが、中には滞納されて未済のまま住所が変わられたりということで、なかなか返済が難しい方もいることから、実は今年度から弁護士事務所に委託しまして、そういった滞納分について長年にわたって回収が難しい案件については、徴収を依頼をさせていただいております。おかげさまで、これが結構功を奏しまして、長年にわたってなかなか返済していただけて返済していただいている状況がございまして、こうしたものを活用しながら、必要な方に貸付けを行い、その後返済をしていただくという取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○今野委員 はい。

○教育長 ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第9号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第9号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第10号議案について御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

○今野委員 ことばの教室の在籍者数が非常に増加しており、それに対応するための勤務時間の増等の措置ということで、これもとても適切な対応を取っていただいていると思います。質問は、聴覚に障がいのある子どもが急に増えているということなのか、あるいはそれ以外にも言語指導が必要になってくるその他の子どもたちも多いのか、そのあたりいかがでしょうか。

○教育支援課長 実態といたしましては、今年度の状況で申し上げますと、聴覚に困難さがあるというお子様は、最大でも月3人程度の在室人数ということで、多くの方は吃ですとか、しゃべるほうに困難があって、ことばの教室に通室しているお子さんがほとんどといった状況になっております。

○教育長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 なければ、第10号議案について、討論、質疑を終了いたします。

第10号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第10号議案を原案のとおり決定させていただきました。

それでは、第11号議案に入りますので、恐れ入りますが、傍聴人の方は御退席をお願いいたします。

[傍聴人退席]

午後 3時21分再開

○教育長 以上で、本日の議事を終了いたします。

---

○教育長 次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局のほうで何か報告事項ございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

### ◎ 閉 会

○教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

---

午後 3時22分閉会